

倶知安町デジタル防災行政無線 戸別受信機の無料貸出しのご案内



※貸出し対象を拡大しました。

戸別受信機の規格

- ◆高さ 約 15 cm ◆幅 約 22 cm
- ◆奥行 約 6 cm ◆重量 約 1 kg

◆貸出し対象

- ①郊外地区（琴平の市街地を除く字名地区）の住居（設置済を除く。）
- ②宿泊施設、店舗、事務所などの事業所（設置済を除く。）
- ③町内会役員の住居
- ④65歳以上が居住する住居（同居世帯を含む。）
- ⑤耳の不自由な方の住居（文字表示装置で放送内容を確認）
- ⑥屋外スピーカーの音声聞き取りづらい市街地の方の住居

（音声小さい、音声が反響するなど。 ※年齢制限はありません。）

◆申請方法

裏面の申請書を町総務課危機管理室へ①郵送、②FAX、③持参、④メール（町HPから様式を入手）の何れかの方法で申請してください。

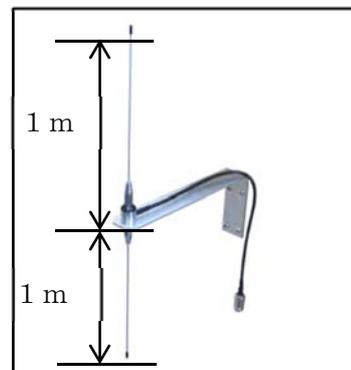
◆貸出し方法

- ①戸別受信機は、原則、危機管理室（役場2階）でお渡し（無料）します。（※来庁できない方は、訪問しお渡しすることもできます。）
- ②戸別受信機を壁などに取り付ける場合は、原則、貸出しを受けた方が実施してください。
- ③電波の受信状況が悪い場合は、ダイポールアンテナが必要となりますが、詳細については個別説明いたします。

◆その他説明事項

- ①常時、家庭用コンセントに接続して使用願います。（停電時、自動的に内蔵乾電池に切り替わります。）
- ②内蔵乾電池は、停電が続いた場合、約2日間で消耗し、乾電池ランプが点滅しますので交換願います。
- ③電気料はひと月に数十円程度かかります。
- ④放送が一度も聞こえていない、又は音声が途切れるなどの場合は、危機管理室へ連絡願います。
- ⑤申し込み状況により、貸出しまでに時間を要する場合があります。

【ダイポールアンテナ姿図】



防災行政無線全般に関する問い合わせは、倶知安町役場総務課危機管理室へ
☎0136-56-8000 FAX0136-23-2044 メール bousai@town.kutchan.lg.jp